

## 東ドイツに帰国した亡命ユダヤ人たち(2)<sup>1)</sup>

木 畑 和 子

### 3. 出国の努力

第三帝国時代、政治的迫害や人種主義による迫害によって多くの人びとが亡命したが、その出国時期にはいくつかの特徴がある。まず、第三帝国成立直後の政治的敵対者に対するナチのテロによって、1933年の夏までに、政治家、ジャーナリスト、文化人、共産主義者や社会主義者の党幹部・組合活動家などが国外に緊急脱出を行った。政治活動家の多くはチェコスロヴァキアやフランスに行き、そこで国内に残った活動家と連携し、反ファシズム抵抗運動を継続しようとしたのである<sup>2)</sup>。

この1933年の出国者のなかには、物理学者のアインシュタインをはじめとする学者、芸術家、作家など少なからぬユダヤ人知識人が含まれていた。反ユダヤ主義の攻撃がまず彼らにむけられたためであるが、出国が早期であったこともあり、比較的容易に受入国が得られた。なかんずく著名な自然科学者たちはアメリカ合衆国などからその入国を歓迎されさえしたのである<sup>3)</sup>。

このような政治的亡命者などに対して、人種主義的迫害による一般のユダヤ人亡命者の数は圧倒的に多く、およそその10倍となった<sup>4)</sup>。その出国が最大となったのは、政治的亡命者よりも遅く、1938、39年であるが、その時期が遅くなればなるほど出国は困難になっていった。出国者数からユダヤ人の出国状況をみると、33年には3万7000～8000人と3万人台であったが、34年から37年まで毎年約2万から2万5000人の間を推移している。

1934年から37年の間で、2万5000人という最大の出国者があったのは1936年のことである。それは前年のニュルンベルク法が同化ユダヤ人に決定的なダメージを与え、出国を促したためであった。ナチの暴虐は短

期的なものであろうと考え、出国を拒否していた同化ユダヤ人に、ニュルンベルク法はユダヤ人にはドイツでは将来がないこと、出国しか道はないことを決定的に知らしめることになったからである<sup>5)</sup>。ただし翌37年の出国者数は前年のオリンピック大会によってテロが控えられたため、少し減っている。

1938年にはポーランド系ユダヤ人の排除（10月28、29日）と11月ポグロム（11月9、10日）などによって出国者数が3万3000人から4万人へと急上昇し、さらに39年には7万5000人から8万人がドイツを去った<sup>6)</sup>。11月ポグロム後の時期は、なおユダヤ人が所有していた企業や店舗の強制的アーリア化（強制的売却）、33年以降実施されてきた職業禁止など公私にわたる権利剥奪などの徹底化により、出国圧力が最も強くかけられた期間であった。11月ポグロムで強制収容所に拘留された人々の釈放条件の一つが出国関係書類の呈示であった。ドイツに残ることは死を意味するということが明確になり、ユダヤ人たちは大挙して出国しようとしたが、出国しようにも受入国を見つけるのが困難であったため、この出国者数はあくまでも出国できた人数であることは留意されなくてはならない<sup>7)</sup>。

なぜ多くのユダヤ人の出国の決断が遅くなり、また出国できず命を落とすことになったのかという問題についてここで少し触れておきたい。ナチは政権成立当初から一貫してユダヤ人の追放政策をとっていたが、本稿で扱う人々の例に多くみられるように、多くのユダヤ人はまずもってドイツを祖国としドイツ人として自らを規定する同化ユダヤ人としてのアイデンティティを強くもっていたため、ドイツを離れることに消極的だったのである。第一次世界大戦の志願兵である自分が迫害の対象となるとは予想もできなかったユダヤ人たちも多かった。また外国で新たに生活を始められるだけの若さや外国語能力、仕事の可能性などについての考慮も決断をにぶらせる要因の一つとなった。

そのような人々もさきに述べたような経過でナチ体制のとてつもない過酷さにはやがおうでも気がつかされ、出国の決断をすることになったが、その時には受入国が得られず、出国が困難になっていたのである。ニュルンベルク法以降、受入国の入国制限強化による出国可能数と増加する出国希望者数の差が開いていった<sup>8)</sup>。出国者が増えれば増えるほど、各国の入国規制が厳しくなり、出国しようにも、受入国を確保できな

かったことが、出国できない最大の理由となっていったのである。

彼らの出国を困難にさせたもう一つの重要な問題は、ナチが一貫した追放政策をとる一方で、ユダヤ人の経済的困窮化政策と出国阻害政策というそれと矛盾した政策をとっていたことである。ナチは経済のアーリア化の他、寄付の強制や特別税の徴収<sup>9)</sup>などでユダヤ人の財産を収奪した。また彼らが出国の決意を固めても出国税が払えなければ、出国許可証が得られなかったのである。

財産の持ち出しが極端に制限されるようになったことも出国を阻害する方向に動いた<sup>10)</sup>。諸外国が亡命ユダヤ人の入国を拒んだ理由はもちろん経済的な問題だけではないが、必要な外貨も、呈示金も、入国しようとする国の通貨ももたない、経済的に困窮したユダヤ人の大量入国に積極的な国家などなかった。このようなユダヤ人追放と出国阻害措置という矛盾した政策によって期待したほど出国が進まないことに対し、ナチ政府は嫌がらせや系統だったテロを強化していったのである<sup>11)</sup>。

本稿で対象とする人々の家庭は、出国の決意が遅かったか、あるいは早くからの努力にもかかわらず、受入国が得られず、出国できなかったかのどちらかであった。⑫のエスター・ゴラン氏は「連載(1)」でも断ったように、FDJ(自由青年同盟)のメンバーでも、また東ドイツにも関係がないが、シオニストグループのキンダートランスポート参加の一例として、また熱心なシオニスト<sup>12)</sup>の家庭でも出国が困難であったこと具体例として、ここにあげた。

また、次号で11月ボグロムを扱うが、インタビュー対象者の家族の出国努力については、ボグロム後の時期に関しても、本稿でも紹介したい。

### ① ウルズラ・デーリング

第三帝国成立当初、家族は出国に関して、非政治的なユダヤ人は迫害など心配することはない、心配する必要があるのは政治的なユダヤ人だといって、自分たちの出国を考えなかった。結局、母親はイギリスで家事使用人の仕事を見つけ、イギリスに出国することができたが、おそらくイギリスに入国できた最後の人間ではないかと思う。一日でも遅れたら、もう出国することはできなかつただろう。

共産主義者のおじ一家はフランスに亡命したが、ナチの占領によって強制収容所に入れられ、その後殺害された。その娘はフランスの反ファ

シズム青年グループの手によって救い出され、かくまわれた。ドイツ人は残酷だと、戦後ドイツに帰ろうとせず、アメリカで暮らしている。別のいとこはキングダートランスポートで出国の可能性があったのにもかかわらず、共産主義者の母親（未亡人）を置いていけないと、出国するのを拒否し、アウシュヴィッツで死んだ。

## ② ヘルガ・エーレルト

父はドイツに同化し自身を完全にドイツ人と思っていたが、ナチの政策によって、次第に出国を考えるようになった。シカゴにいる遠縁を頼って、アメリカ合衆国の入国許可を得ることができた。家族でポーランド人の出国リストに載ったが、クオータ番号（入国割当番号）は7026と7026 aで、1947年に出国の順番がまわってくるというものであった。そのため、父はエディンバラの親戚にアメリカ入国の順番がまわってくるまで、自分たちを引き受けてもらえないかと頼んだ。このイギリスの親戚からはシカゴの親戚と同じくあまり心はこもってはいないとにかく引き受けるという返事が来た。戦争が起こるなど考えてもみなかったので、イギリスからシカゴに渡る心積もりをしていた。あとになってみると共産主義者が「ヒトラーは戦争だ」とっていたことは正しかった<sup>13)</sup>。

## ③ アルフレート・フライシュハッカー

イギリスには母の裕福ないところが住んでおり、両親はそのいとこに助けを求めたが、何の反応もなかった。どこの国だったかももう忘れてしまったが、マンハイムにあるラテン・アメリカの領事館に行って、ヴィザの申請用紙を取ったことがあるが、それもだめだった。さまざまな出国の努力をしたものの、外国に親戚もなく、有力者とのコネもなく、経済的余裕もない家族にとって、ドイツを出ることは非常に難しかった。

## ④ クルト・グートマン

親戚にはアルゼンチンに出国した人がいるので、もし自分たちも豊かであればアルゼンチンに出国できたかもしれない。その親戚は車までもって出国したが、自分たちのことを助けてくれることはなかった。

次兄（1924年生）は非常に成績がよかったため、ユダヤ人の子供の教育の機会が狭められていたなか、ユダヤ人ゲマインデの斡旋で、1934年

にはグラスゴー（スコットランド）の慈善孤児院に行くことができた。しかし1922年生まれの子は、その孤児院には年齢が高過ぎると受け入れを断られた。

アメリカには供託金を出してくれるような知人などいなかったし、上海に行くには船賃がなかった。イギリスには家事労働か農業で仕事先が得られれば入国できたので、長兄はイギリスで庭師の仕事がないか、懸命に探したが見つからなかった。次兄は厳しい孤児院生活の中すっかり人間が変わってしまったようだった。その後クルトはキンダートランスポートで同じ孤児院に入り、次兄と合流することになったが、次兄は母親からの自分と長兄にイギリスでの仕事を見つけて欲しいという懸命な頼みも拒否した。孤児院で最年長となっていた次兄には弟に加え、家族の負担がこれ以上増えることは耐えられなかったのだと思う<sup>14)</sup>。

#### ⑤ ヘラ・ヘンドラー

シオニスト青年運動に参加することは父から禁じられていたので、ハンブルクでもその活動に参加できず残念だった。ユージェント・アリヤーに加わるなどということはもちろん許されなかった。父にとってはドイツから出国するなどということは考えられなかったのだ。父の死後も母は、同居していた祖母をおいていけないと出国をあきらめていたが、その祖母も別の息子のいる南アフリカに行くことができた<sup>15)</sup>。そのおじはすでに1933年に南アフリカに出国していた。おじには子供がいなかったので、彼女たちを養子にという話がでたが、入国許可年齢が変わってしまい、南アフリカへの入国は不可能となってしまった。ポグロムによって父親が殺害された後、彼女が働いていたハンブルクの孤児院の院長が彼女と妹をスウェーデンに出国させようといろいろ手をつくしてくれたが、うまくいかなかった。スウェーデン系ユダヤ人のヴァーブルクという有名な銀行家の娘が経営する幼稚園をそのままスウェーデンに移したので、そこに彼女たちを加えられないかと考えたようだ。そのため、ヴァーブルクのお屋敷に挨拶に行ったこともある。

イギリスに渡ってから、南アフリカへ出国するという事も考えたが、戦争が始まってその道も閉ざされてしまった。また彼女たちはイギリスに出国後、イギリスの小さい町で母にメイドの仕事を見つけたが、母はパスポートがとれず、とうとう母を救うことはできなかった。

⑥ ギゼラ・リンデンブルク（「連載（1）」ではマルレーネ・レーマンと記した。）

両親はアメリカ合衆国のクオータ番号をもらっていたが、結局順番が回ってこなかった。父は非政治的な人で、事態がこれほど悪化するとは予想していなかった。彼女はシオニストグループ（マカービー・ハツァイア Makkabi Hazair）でスポーツをしたが、パレスティナ行きは両親が他の方針だったので、考えることはなかった<sup>16)</sup>。

⑦ インゲ・ラメル

ユダヤ人の子供が学校に通えなくなってから、両親は彼女に何かを学ばせたいとベルリン郊外の家事見習い学校に入れた。彼女のおばがメイドの仕事を得てイギリスに出国できたことから、メイドの仕事を得るには年が若すぎた彼女にも、出国のチャンスが見つかるかもしれないという理由だった。

父はシオニストでもなく、またパレスティナに関心があったわけではないが、彼女は姉とともにシオニズム組織にはいって、ユーゲント・アリヤーで訓練を受けたこともある。

両親は11月ポグロムが起こるまで、ドイツを出国する気持ちは全くなかった。父親は第一次世界大戦の前線兵士であったので、自分に危害が加えられるとは予想もしていなかったし、ファシズムというものが何を意味するものか分からなかったのである。

アメリカ合衆国にいたおじが身元保証人を引き受けてくれようとしたのだが、経済的に不可能だった。他に親戚も外国にいないので、身元保証人になってくれる人もいなかった。パレスティナや南アフリカなどつてを探したが、お金がないということが障害となった。両親は子供をまず先に助けようと、キンダートランスポートで二人の子供を出国させたが、トランクや衣類など子供たちの出国準備のために、元銀行員としての年金を一括払いで受け取った結果、日々の生活をまかなうだけの蓄えしか残っていなかった。

子供たちの出国後、父親はシェフィールドのラビに助けを求める手紙を書いており、彼女はその手紙を手元にもっている<sup>17)</sup>。手紙には妻の兄弟のいるボリビア<sup>18)</sup>に出国しようとしたが、ボリビア政府が外貨での保

証金を要求してきたので、難しくなったこと、また彼は53歳だが、40歳過ぎには見えないし、身体は強健で管理人でもどのような仕事でもいとわずするつもりであること、また妻も料理・裁縫など家事は何でもできるので、自分たちに仕事を探してくれないだろうか、と助けを求める文章が切々としたためられていた。しかし、この手紙は戦争開始2週間前の8月19日付のもので、もはや出国には遅すぎた。

両親はイギリスに渡った娘たちに決して心配をかけまいと、いつも手紙では自分たちはちゃんとした生活をしていると書いてきていた。当時14歳だった彼女は自分たちが出国後、両親がどのような状態にあったか、何も知らなかったことに今でも強い自責の念にかられるという。彼女と姉もキンダートランスポートでイギリスに到着後、すぐに両親を助け出そうと試みたが、だめだった<sup>19)</sup>。

⑧ マリアンネ・ピンクス（「連載（1）」ではエーファ・パッペンハイムと記した。）

彼女が通ったユダヤ人学校では子供たちが自分のクオータの数字がいくつか、いつ頃出国になるだろうかと、よく言い合っていたが、彼女の家では全く違った。姉は、自分たちはこれからどうなるのかと母親に聞いたことがあるが、父親に聞かれないようにとシーツと言われた。当時、ブルジョアの家庭では父親の意思が絶対的で、子供が父親のすることに口をはさむなどしてはならなかったのだ。父の弟は弁護士で、妻と小さい子供とオランダに出国し、古物商を営んだが、うまくいかなかったようだ。彼らからも救いの手はなかった。結局そのおじ一家もナチによるオランダ占領後、ヴェスターボルクに収容され、さらにアウシュヴィッツに送られ殺害された<sup>20)</sup>。

父親は典型的なインテリで、実際的なことはできない人だった。法律家の彼は自分の仕事は外国では通用しないし、新たに外国で生活を始めるのはとても大変だ、ここで死んだほうがましだと言っていた。他の人は出国して、商売でも何でもやって生きていこうとしたのに、彼はそのようなことはできなかった。しかしポグロムで逮捕・釈放された後、上海で生きていくためには料理が必要だと母に出国促進組織の料理コースに通わされたが、母は父に少しでも実際的なことをやらせようとしていたのではないかと思う。

父親は1933年に仕事を辞めてから、家にいたが、バイオリンを弾き、ドイツ人の知人もまじえて室内楽を演奏したり、またイタリア語を勉強したりしていた。犬もいたので、少しは気が紛れたのではないかと思う。生活費は祖母の遺産でどうにかやっていた。その祖母は33年4月、自分の誕生日のお祝いの会を終えたその晩、自殺した。祖母は彼女の家族のナチによる最初の「犠牲者」だった。

父親はシオニズムに対して批判的で、パレスティナ行きを考えてはいなかったが、彼女を「労働者 (Werkleute)」<sup>21)</sup>というシオニズム運動のグループに入れた。社会から孤立させられてしまった子供にグループ活動が必要だと思ったに違いない。両親はこの組織ならシオニズム運動のなかでも穏健であるとして、彼女を入れたのである。12から15人ぐらいのグループで原始共産主義的生活の訓練をした。キャンプファイアーなどナチがやっているようなこともすべて行ったが、彼女はあまりなじめなかった。パレスティナへの出国を考え、水を飲まないようにする訓練もあった。

ダビデの星のついた缶をもって、パレスティナの土地購入のための資金集めをする活動もあったが、父親から反対された。たとえ豊かな地主からパレスティナの土地を購入したとしても、そこで働いていた農民は土地を失うことになる、その人たちはどうなると言われた。

政権成立当初は出国の際に持ち出せた財産にも次々制限がつけられ、また財産もほとんどなくなってしまった。もう家族で一緒に出国することは無理だということで、覚悟を決めた。

娘がキンダートランスポートで出国した後、母親もイギリスで家事使用人の仕事を得られた。母親はイギリスに出た方が夫の出国を助けられると、先にイギリスに渡ったが、夫を助けることはできなかった。彼女が乗ったのが最後のイギリス行きの飛行機だった<sup>22)</sup>。

結婚していた姉はその夫 (ユダヤ人との「混血」) に国境警備兵の友人がおり、その人の助けにより非合法で出国できた。イギリスを経由してアメリカ合衆国まで行けたため、姉は結婚相手に呼び寄せられる形で1940年アメリカに行くことができた。どうやって、切符代が支払われたかは知らない。義兄はボンディ (Curt Bondy) によって創設されたブレッツラフ近郊のグロス・プレーゼンで農業訓練を受けた。キブツのように共同生活を行いながら、アメリカなどで農業を行おうとする、非シ



オニストの農業訓練場である<sup>23)</sup>。当時からすでに、そうした組織は資本主義社会では機能しないといわれていたが、やはり1、2年後には義兄ともどもアメリカで皆放り出されてしまった。その後しばらくして義兄は画家となり、アメリカでの生活を続けていった。ハンス・ヘルツベルク (⑩) も同じグロース・ブレーゼンで農業訓練を受けた。

#### ⑨ ヴェルナー・ヘンドラー

1937年に兄はユーゴスラヴィア、ジェノアを經由して、またブレッツラフで結婚していた姉はハンブルク、ブレーメンを經由して、偶然ほぼ同時期にウルグアイのモンテヴィデオに到着した。当時57歳の父親はドイツ語とポーランド語しか話せず、外国でやっていくことは難しかった。ヴェルナーの見るところによれば、両親はとにかく子供を先に出国させ、子供たちが両親を呼び寄せる方策を考えていたようだ。兄弟3人は両親を救い出すのは、自分たちの義務だと思っていたが、結局助けることはできなかった。

ブレッツラフで弁護士をしていたおじは、アメリカ経由でパレスティナに行き、戦後ドイツへ戻ってきた。

#### ⑩ ウルズラ・ヘルツベルク

イギリスにおじがいたが、あまり豊かでないおじは、子供の分しか保証金が払えないということだった。母親は母子で出国できるように、ありとあらゆる出国の試みをしたが、上海行きにも長い出国待ちリストがあり、結局順番は回ってこなかった。

#### ⑪ ハンス・ヘルツベルク

彼はグロース・ブレーゼンで農業訓練を受けたが、全く機械が導入されていない訓練場で、厳しい肉体労働を行った。鎌で収穫し、脱穀も手作業だった。バター作りもしたが、乳搾りでは牛の足が搾乳バケツに入ってしまう、指導員にはおこられ、また牛の尻尾に頬をたたかれるなど、さんざんだった。豚の屠殺の訓練も受けた。彼は豚の耳を後ろからつかんで体を押さえつける役だったが、これは本当に悪夢のような経験だった。結局、彼はイギリスのロートシルト家の庭師の仕事を得ることができ、また兄と姉は南アフリカに出国した。

## ⑫ エスター・ゴラン<sup>24)</sup>

彼女の父は経営する靴屋が恐慌でつぶれた後、保険会社に勤め監査役にまでなったが、1933年に仕事を失い、母親が働いて生活費を得ていた。バルフォア宣言に感激した母親はシオニズム運動に入り、グローガウ（シュレジェン）でのシオニスト青年運動の立ち上げに尽力し、子供たちも32年にはシオニスト青年運動に参加するようになった。他の子供たちがドイツ少女団の活動で何が楽しかったか話しているのと同じように、彼女もこのシオニスト青年運動で遊び、ハイキングなどをした。

両親は家族の出国に懸命に努力したが、祖母（彼女は1939年1月、33年にポルトガルに出国した別の息子によって、ポルトガルに出国）を含め6人家族全員での出国はもはや困難だと考えた。熱心なシオニストとして、パレスティナに行きたかったが、父親は失業者で蓄えも、金持ちの親戚もなく、パレスティナで必要とされた科学者や大工の技能などもなく、農業など肉体労働をする若さも強健さもなく、彼が就いていた保険業務は当時のパレスティナでは必要とされる仕事ではなかった。

母親はどんな噂でもききつけて、出国を申請していた。1935年12歳のエスターのため、ケーテ・ローゼンハイム<sup>25)</sup>の事務所を通してアメリカ合衆国での養子縁組に応募し、彼女を出国させることを決断した。エスターの写真を添えた書類がアメリカ合衆国領事館に送られたが、こんなに不細工な顔の子供など引き受ける人はいない、というメモがつけて返されてきた。もっとよく写った写真を添付すればチャンスがあるかと、ヘアスタイルも変え、腕のよい写真家に撮りなおしてもらい、再度申請した。それでも、引き受け手が見つかったという知らせはなかった<sup>26)</sup>。彼女は今でこそ笑って話せるが、当時は本当につらかったと言う。36年、14歳になった兄はベルリンに行き、ユーゲント・アリヤー<sup>27)</sup>に入って訓練を受け、翌年パレスティナへ向かった。

母親もグローガウでは仕事が得られなくなり、1937年にベルリンのユダヤ人女性組織リーダーの家での家政婦の仕事をみつけ、家族でベルリンに引っ越した。エスターは38年4月に国民学校を終え、ギムナジウムに行けなくなったユダヤ人の子供のためのクラスに通ったが、「連載(1)」でも扱ったように、生徒の国外や国内移動が日常茶飯事で、毎日のように出入りがあり、落ちつかない雰囲気だった。

15歳になろうとした彼女はパレスティナ行きをめざし、1938年10月ベ

ルリン郊外のハハシヤラ (Hachascharah) のユーゲント・アリヤーの準備キャンプ (主に農業訓練) に入った。彼女は熱心にユダヤ民族基金 (Jewish National Fund) の寄付集めの活動をしたという推薦状をもらい、この準備キャンプに入ることができたのだ。しかし、11月末に訓練コースを終了した後、彼女はやせすぎているという医師の診断により、パレスティナ行きのメンバーに加えてもらえなかった。とても真剣に活動したのに、両親は体重ではねられたことなど信じられないだろうから、おそらく彼女が勤勉でなかったとか、従順でなかったとか、あるいは集団生活になじめなかったと思うのではないかと彼女は不安になった。しかし両親は、パレスティナ行きに加えてもらえなかったことには大変がっかりしていたが、彼女のことを非難することはなかった。

パレスティナへ行くことができる人数の割当てが減らされており、また11月ポグロム後、17歳以上の男子が強制収容所に入れられる危険があったので、彼らに優先権が与えられたのではないかと彼女は推測する。また孤児や片親の子供、身体の弱い子供より強健な子供が優先された。彼女と一緒に訓練を受けた40人のうち、パレスティナ行きに選ばれたのは25人のみだった。

結局母親の懸命な訴えが実って、彼女は1939年3月下旬キンダートランスポートでスコットランドのユーゲント・アリヤーの準備キャンプに入ることになるが、妹のキンダートランスポート参加とともに、その経緯はまたキンダートランスポートの節で扱いたい。

エスターはキンダートランスポートで出国が決まる前にも両親がパレスティナに行ってしまう、自分だけがドイツに取り残されるようになったらどうしたらよいか非常に不安に思っていたという。すでに両親は1938年9月に有り金をはたいて、アントワープからパレスティナに行くグループに加わるリストに載せてもらっていた。しかし、それは長い空席待ちのリストだった。

これは半合法的なもので、アリヤー・ベート (Alijah Bet パレスティナへの非合法移住) の一種だった。合法的なパレスティナ入りのための資本家の「証明書 (Zertifikat)」<sup>28)</sup>は両親には高すぎた。イギリス委任統治政府からベルギーのユダヤ人にもパレスティナ入国に必要な「証明書」の割当分が配布されていたが、当時ベルギーのユダヤ人たちの人口は多くなかったし、パレスティナに行く必要性にせまられていなかった

ため、その「証明書」がやみで流れていた。しかし、この話はうまくいかなかった。両親の名前がリストから消され、他の人の名前がリストに載ったのである。それはなぜだか分からないが、11月ポグロムで強制収容所に入れられた人を優先的に出国させるために、この「証明書」が使われたのではないかと彼女は推測する。

妹のキンダートランスポート参加でも同じようなことが起こっており、名前が載っては消され、また載っては消された。40人、50人でリストを切り、妹が麻疹で行けなくなったら、そこに誰かの名前が加えられた。リストに載った全員が行くことができるわけではなかった。アリヤー・ベートはすべてパレスティナ移民局（Palaestina-Amt）によって扱われたが、シオニストのさまざまな政治的なグループがみずからの陣営の人々をそのリストに載せようと懸命だったのだ。

ここで、両親がパレスティナへ行けなくなった経緯と出国への懸命な試みを書いた母親からエスターあての手紙（1939年4月24日付）の概要を紹介したい。

パレスティナ移民局からの呼び出しがあり、約束されていたパレスティナへ入るための「証明書」を手に入れるチャンスは今後とも全くない、と伝えられた。アントワープ経由の「証明書」を申し込んだすべての人が行けなくなったということだった。最後のお金をつぎ込んで、7か月間待ち続けたのに、それを聞いて私はその場で泣き出してしまった。やっと落ち着いて、その建物内のレヒャ・フライヤー<sup>29)</sup>の事務所に駆け込んで救いを求めたら、いろいろ考えてくれて、アリヤー・ベートを薦められた。そこでアリヤー・ベートの事務所に行ってみると、「ご主人は年をとりすぎている」という一言のもとに切り捨てられた。私はその男の顔を叩いてやりたかった。お父さんは52歳。2日間泣きあかした。私は昔から、信念をもったシオニストだが上海に行くことを試みなくてはならない。上海行きが一番安い切符でさえ、一人1000マルク以上だ。蓄えも底をつきはじめ、切符代が残るかどうかという状況のため、どこでも行けるところに行こうと思う。私たちの一番の望みは、あなたの妹が私たちより先にキンダートランスポートでロンドンに行けることだ。お父さんは、あちこちの旅行会社に行って、行き先がどこであれ、

私たちのために切符が手に入るか聞いて回ったが、数か月後まで予約でいっぱいだということだ。使用人の夫婦としてでもイギリスに行くことを試みてみたい。

母親は手紙の最後でエスターに、イギリスでの仕事を見つけるために、急いで誰かと相談して欲しいと訴えている。また、別の手紙で非合法的にパレスティナ行のリストに載せてもらえれば必要になる外国通貨150ドルをどうにか手に入れられないか、と母親から頼まれたこともあった。国境を越えるための通過ヴィザやあるいは賄賂のために外貨が必要だったのである。しかし彼女は両親を助け出すことはできなかった。

エスターによれば、「今考えてみるとパレスティナはラクダヤロバの世界で、彼らのような人間の入植は無理だったのだ。」生き残ることができた人たちの平均年齢は13から30歳で、自分たちの両親の世代はほとんど殺害されてしまった。このことは決して忘れてはならないということを彼女は訴えている<sup>30)</sup>。

#### 【付記1】「連載（1）」の訂正

今夏ドイツを再訪し、「連載（1）」についてインタビュー対象者と話をした際、いくつかの誤りを指摘されたので、ここに加筆訂正したい。

②フライシュハッカー氏に関しては（「連載（1）」133頁）、彼がポグロムの際にウルム（正確にはウルム近く）の学校におり、その学校がポグロムで破壊されたように書いたが、彼は1938年3月にはすでにマンハイムのユダヤ人学校に在籍していた。そのマンハイムの学校はシナゴグの隣の建物の中にあり（2教室）、ポグロムで教室の備品すべて窓から放り出され、ほとんど破壊された。シナゴグ自体はデパートに囲まれるような位置にあったので、破壊はされたが、類焼を避けるため放火はされなかった。なお、その学校はすでに1クラスだけになっており、さまざまな年齢の子供がいて、勉強は大変だったという。

④ゲートマン氏に関しては（「連載（1）」134頁）、彼に対するいじめに加わらず彼と遊んでくれたただ一人の子供は同じく疎外されていた共産党員の子供であったと記したが、遊んでくれたのは別のカトリックの子供だった。その父親は中央党党員だったと思われるが、ナチ時代に役所を辞めさせられ、銀行に勤務していた。彼が自分の子供にユダヤ人の

子供と遊ぶのを許したのだという。ただし「連載（1）」に書いたように、他の子供たちに気がつかれないようにして遊んだ。

共産党員の子供の父親は逮捕されていて（当時投獄されたままだったかどうかは不明）、もし、ゲートマンがその子供と遊んだならば、ゲシュタポが母を共産主義者の同調者ではないかと疑い、尋問・逮捕ということもありえた。またその子供にとっても、ユダヤ人の子供と遊ぶのは危険であり、二人で遊ぶなどというようなことはありえなかった。ただ、共産党員の子供は他の子供と違って、ゲートマンをいじめたりはしなかった。

## 【付記2】 各国のユダヤ人受け入れ状況

「ラインラントおよびヴェストファーレン・ユダヤ人ゲマインデ新聞」（1938年8月26日付）掲載の記事では、あるユダヤ人が自らの体験をもとに、ユダヤ人の受け入れについて各国の姿勢を次のように紹介している<sup>31)</sup>。

出国一どこへ？

私がこれまでどのような苦勞をしてきたか、他の人たちも関心があるかもしれない。

- ・アメリカ合衆国：身元保証（Affidavit）、クオータ、融通の利かない官僚主義。出国を可能にする身元保証を得るまで最短でも3か月必要。医師の診断。政治素行証明書。これだけでも入手まで2か月必要。クオータは与えられたが、毎月一部のみ実施。
- ・イギリス：最も好条件かつ影響力の行使があればヴィザ入手可能。しかし労働許可なし（家事使用人を除く）。すべてイギリス側のみによるもの。領事館による無期限引き延ばし。
- ・フランス・ベルギー・ルクセンブルク・オランダ・スイス：完全に閉鎖。通過ヴィザさえも取得は非常に困難。
- ・イタリア：ヴィザなし。通過ヴィザは可能。
- ・チェコスロヴァキア・ハンガリー・バルカン諸国：完全封印
- ・スカンジナビア：スカンジナビアの企業との最終契約書を呈示できれば、期限付きヴィザ入手可能。

- ・フィンランド：まだ可能性があるようだ。あくまでもまだ、というところ。
- ・エストニア：(この間閉鎖) 労働許可なし。
- ・ポルトガル：不明。ヴィザ不要。しかし労働の見込なし。(最近閉鎖。特別連絡をみること)
- ・アルゼンチン：アルゼンチン在住の血縁者からの申し出のみ。さらに領事館側による嫌がらせと妨害。
- ・コロンビア：領事館は2か月閉鎖。契約書の提出があればハンブルクとアムステルダムの領事がヴィザを許可。
- ・ブラジル・チリ：閉鎖
- ・オーストラリア：オーストラリア在住者の申請、またおそらく特別な仕事の場合のみ可能であるが、実現まで数か月必要。
- ・南アフリカ・カナダ・ニュージーランド：完全に閉鎖
- ・中南米諸国：いくつかの国は不明であるが、残りの国は特別な場合のみ可能。特にその地に親戚がいた場合。

以上、出国先として考えた国々の受け入れ可能性とその状況であるが、それは文字通り日をおうごとに悪化している。昨日は遠い親戚が住んでいる国があるからと期待したとしても、今日はその可能性が奪われているかもしれない。

#### 注

- 1) 本連載「東ドイツに帰国した亡命ユダヤ人たち(1)」(『成城文藝』第195号。以降「連載(1)」と表記)では、インタビュー対象者の内、⑥のギゼラ・リンデンベルク(Gisella Lindenberg)氏についてマルレーネ・レーマン、⑧のマリアンネ・ピンクス(Marianne Pincus)氏についてエーファ・パッペンハイムという仮名を使ったが、今夏再訪し、両氏と改めて相談した結果、今号以降は実名を用いる。
- 2) 1935年末までの政治亡命者は、共産主義者が6000人から8000人、社会主義者が5000人から6000人、その他が5000人であるが、39年までの総計は約3万人となった(合邦後のオーストリア、ズデーテンラントを含む)。Wolfgang Benz, *Exclusion, Persecution, Expulsion: National Socialist Policy against Undesirables*, in: Johannes-Dieter Steinert/Inge Weber-Newth (eds.), *European Immigrants in Britain 1933-1950* (München, 2003), 58.
- 3) Wolfgang Benz (Hrsg.), *Die Juden in Deutschland 1933-1945. Leben un-*

*ter nationalsozialistischer Herrschaft* (München, 1988), 412-413.

- 4) Claus-Dieter Krohn/Patrik von zur Mühlen/Gerhard Paul/Lutz Winckler (Hrsg.), *Handbuch der deutschsprachigen Emigration 1933-1945* (Darmstadt, 1998), 5.
- 5) Benz (Hrsg.), *Die Juden in Deutschland*, 437.
- 6) Benz (Hrsg.), *Die Juden in Deutschland*, 738.
- 7) 戦争開始後もユダヤ人の出国は続き、1940年には1万5000人、41年には8000人、出国禁止(41年10月23日)以降も戦争終結まで8500人が出国した。40年5月にはユダヤ人の出国強化とそれに伴う職業上の準備のために、ユダヤ人が農業や造園分野での補助労働者の仕事に従事することを許可するという秘密の回状が出されている。なお33年のドイツのユダヤ人人口は約53万人とされるが、25万7000人から27万3000人が41年までに、最終的には27万8500人がドイツを出国したと推定されている。Krohn/von zur Mühlen/Paul/Winckler (Hrsg.), *Handbuch der deutschsprachigen Emigration*, 5-6; Wolfgang Benz, *Flucht aus Deutschland. Zum Exil im 20. Jahrhundert* (München, 2001), 64-65; Joseph Walk (Hrsg.), *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien—Inhalt und Bedeutung* (Heidelberg, 1996), 256, 321, 347, 353.
- 8) Fritz Kieffer, *Judenverfolgung in Deutschland—eine innere Angelegenheit? Internationale Reaktionen auf die Flüchtlingsproblematik 1933-1939* (Stuttgart, 2002), 481; 11月ポグロムの数か月前の受入国をめぐる状況については、当時の新聞記事を本稿末尾に〔付記2〕として添付した。
- 9) たとえば、11月ポグロム後、5000マルク以上の財産を所有しているユダヤ人たちはその25パーセントを「贖罪としての租税」として支払わされた。ラウル・ヒルバーク／望田幸男他訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅 上巻』(柏書房、1997年)、106-108頁。
- 10) ユダヤ人たちは出国に際して、ゲシュタポ、警察、旅券局、出国援護局、経済局、年金局、財産評価課、為替局、為替監視局、そして税関をまわり、それぞれの手続きをし、その過程で財産が収奪されていった。

第三帝国成立当初は、出国者はその資産の25パーセントを国庫に支払えば、出国の際にその財産を部分的に持ち出すことができた。この出国税は1931年に設けられたものであるが、年収2万マルク、あるいは資産額20万マルク以上の者を対象とした。しかし、その免税限度額が34年5月には31年当時の資産額5万マルクまでに引き下げられたため、出国税支払い対象者が大幅に拡大し、ユダヤ人を追放することによって得られる出国税は国庫にとって重要な収入源となった(1940年まで全国庫予算額240億マルクに対し、出国税収入は10億マルクにのぼった)。

さらに、ドイツの外貨不足からユダヤ人が出国の際に持ち出せる外貨限度額もきわめて低くなり、34年6月には1万マルク分から2000マルクに減額されたが、最終的には一人わずか10マルク分の外貨、目的地がドイツと



国境を接していない国家であれば、その額の2倍までとなったのである。(パレスティナ行きに関してはハーヴァラ協定という資産持ち出しの優遇政策があった。)

年金に関しても34年末までは、フランス、オランダ、チェコスロヴァキア、ポーランドに出国した際は年金が継続したが、35年1月以降出国した人間の年金は「国内支払い口座」に入れられることになった。Susanne Heim, *Vertreibung, Raub und Umverteilung, Die jüdischen Flüchtlinge aus Deutschland und die Vermehrung des Volksvermögens* 《, in: *Flüchtlingspolitik und Fluchthilfe (Beiträge zur nationalsozialistischen Gesundheits- und Sozialpolitik* 15, 1999), 107-111, 115-116; Walk (Hrsg.), *Das Sonderrecht*, 81; ヒルバーク『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』, 109-112頁。

- 11) Susanne Heim, *》Deutschland muß ihnen ein Land ohne Zukunft sein《. Die Zwangsemigration der Juden 1933 bis 1938, in: *Arbeitsmigration und Flücht. Vertreibung und Arbeitskräfteregulierung im Zwischenkriegseuropa (Beiträge zur nationalsozialistischen Gesundheits- und Sozialpolitik* 11, 1993), 48-50; Heim, *Vertreibung*, 109.*
- 12) 1933年以降のパレスティナ入植者には確信的なシオニストというよりも、出国先を探していた人々が少なからずはいていた。Knut Bergbauer/Stefanie Schüler-Springorum, *》Wir sind jung, die Welt ist offen... 《. Eine jüdische Jugendgruppe im 20. Jahrhundert* (Berlin, 2002), 82.
- 13) Mario Keßler, *Exilerfahrung in Wissenschaft und Politik: Remigrierte Historiker in der frühen DDR* (Köln u.a., 2001), 165.
- 14) Kurt Gutmann (Hrsg.), *Wer möchte nicht im Leben bleiben... über Kurt Gutmann* (Berlin, 2006) 14-15, 20, 10-11. 本稿「連載(1)」では2004年発行の私家版を利用したが、今春増補の上、出版された。
- 15) 南アフリカは当地のユダヤ人援助団体の協力やめざましい経済発展によって、入国しやすい国の一つであった。しかしドイツからのユダヤ人入国者が急速に増えた結果、1936年11月規制が厳しくなった。Benz (Hrsg.), *Die Juden in Deutschland*, 493-494.
- 16) 第三帝国において、それまでのユダヤ人組織が解散させられるか、互助・出国援助組織となっていたのに対し、出国の推進・準備のための職業再教育を推進するシオニスト青年運動に対する規制はゆるやかで、さまざまな緩和措置が認められていた。また、シオニストによるスポーツや文化活動に関しても、「隠れて同化の宣伝を行わない限り」活動ができた。Walk (Hrsg.), *Das Sonderrecht*, 85, 100, 103-104, 112, 117.
- 17) この手紙は、「私たちは隣人だった。92人のユダヤ人の証言者の記録」という第三帝国時代にベルリン・シェーネベルクに住んでいたユダヤ人と地域住民の「記憶」展の資料としても展示された(2005年、於ベルリン・シェーネベルク市庁舎)。この展示は *Geteilte Erinnerungen. Ein Interviewfilm*, Berlin, 2005 (DVD) に収められており、そのDVDにインゲ・ラメル氏

- のインタビューもある。また⑫のゴラン氏はこの展示関連の講演のためにイスラエルから訪独しており、ごく短いシーンだが、彼女の姿も見る事ができる。
- 18) 両親がどの時点でボリビアに入国手続きをしたのか不明であるが、ボリビアは39年8月16日の法律で、農業技術者か1250ドルの供託金を支払える「資本家」のみ入国を許可することとなった。Krohn/von zur Mühlen/Paul/Winckler (Hrsg.), *Handbuch der deutschsprachigen Emigration*, 177.
  - 19) *Ihr Koffer steht wieder in Berlin, Neues Deutschland* (8. 5. 2003); *Geteilte Erinnerungen* (DVD).
  - 20) *Den Verfechtern des Rechts wurde Recht verweigert, Rhein-Zeitung* (20. 11. 2001)
  - 21) このグループの創設者はシオニストではなかったが、第三帝国にはいるとパレスティナへの移住をめざすようになった。Bergbauer/Schüler-Springorum, *Wir sind jung, die Welt ist offen...* 《, 80.
  - 22) 「連載 (1)」では父親の自殺した年を1943年としたが、1941年(10月)が正しい。独ソ戦開始後、ユダヤ人の強制移送が増えたその時期である。
  - 23) ニュルンベルク法以降、ドイツ在住ユダヤ人全国代表機関は青年の出国のための訓練施設をつくることに積極的に努めていた。シオニストはパレスティナではなく、他の国で農場を作ろうというこの農業訓練所(1936年創設。農業の他にも造園業・手工業・家政を柱に、外国語も教授)建設には批判的であった。Werner T. Angress, *Generation zwischen Furcht und Hoffnung. Jüdische Jugend im Dritten Reich* (Hamburg, 1985), 51-54.
  - 24) エスター・ゴランはパレスティナに行くまで、ユダヤ人としてのエスターという名前ではなく、ドイツ的なウルズラという名前を使っていたが(両方とも本名)、本稿ではエスターに統一して表記した。
  - 25) 34年1月以降ドイツ・ユダヤ人中央福祉局児童出国課課長。なおこの組織は35年以降ドイツ在住ユダヤ人全国代表機関に統合された。
  - 26) 最近になってある研究者(マイヤーホフ)が、エスターはボストンの養親に引き取られることが決まっていたということを示す書類をアメリカで見つけた。しかし、この養子縁組がまとまったのは彼女がすでにキンダートランスポートでイギリスに渡った後であった。Gudrun Maierhof/Chana Schütz/Hermann Simon (Hrsg.), *Aus Kindern wurden Briefe. Die Rettung jüdischer Kinder aus Nazi-Deutschland* (Berlin, 2004), 153.
  - 27) ユーゲント・アリヤーについては、「連載 (1)」139頁注11参照。
  - 28) 資本家の「証明書」を得るには1000ポンドの呈示金が必要だった。他にキブツで働く労働者(多くは農業労働者)、ユーゲント・アリヤー、パレスティナに親戚がいる人が合法的なパレスティナ入り「証明書」を得られた。Krohn/von zur Mühlen/Paul/Winckler (Hrsg.), *Handbuch der deutschsprachigen Emigration*, 349-350.
  - 29) フライヤーについては、「連載 (1)」139頁注11参照。なおフライヤー

はエステーの母親の学校時代からの友人である。

- 30) 下記の文献とは一部、数字の記述が異なるが、本人とのインタビューで確認済みである。Ester Golan, *Auf Wiedersehen in unserem Land* (Düsseldorf, 1995), 11, 13-16, 19, 22-23, 38-43; Golan, *Pleased to meet you. Stages on the way: From Glogau to Jerusalem* (私家版 Jerusalem, 2000), 15-16, 19-20, 39; Golan, *Don't forget your parents* (私家版 Jerusalem, 2001), 9, 31, 45-46, 53 (この2冊の私家版は2006年9月10日に以下のサイトからダウンロードした。http://www.geocities.com/Ester\_Golan/) ; 筆者の問い合わせに対するゴラン氏よりの2通のメール (2006年10月2日付) ; Maierhof/Schütz/Simon (Hrsg.), *Aus Kindern wurden Briefe*. 153.
- 31) Inge Deutschkron, *Emigranto. Vom Überleben in fremden Sprachen* (Berlin, 2001), 6-7.

(本稿は2006年度成城大学文芸学部特別研究助成金による成果の一つである。)